

＜アセットオーナー・プリンシプル 各原則への対応＞

原則１．アセットオーナーは、受益者等の最善の利益を勘案し、何のために運用を行うのかという運用目的を定め、適切な手続に基づく意思決定の下、経済・金融環境等を踏まえつつ、運用目的に合った運用目標及び運用方針を定めるべきである。また、これらは状況変化に応じて適切に見直すべきである。

- ・当社確定給付企業年金は、確定給付企業年金法に基づき、加入者、受給者等に対して定められた年金給付及び一時金たる給付を将来にわたり確実にを行うため、安全かつ効率的な資産運用を目的として取り組んでいます。
- ・また、当該目的を達成するため、資産運用委員会（人事部門および資産運用部門で構成）で議論のうえ運用方針を定めるとともに、許容されるリスクの範囲内で本制度が長期にわたり年金財政の維持に必要な資産の構成割合（政策的資産構成割合）の期待収益率を運用目標として定め、当社における状況や経済・金融環境の変化等に応じて、その前提条件との整合性を確認し、定期的に見直しを行っています。

原則２．受益者等の最善の利益を追求する上では、アセットオーナーにおいて専門的知見に基づいて行動することが求められる。そこで、アセットオーナーは、原則１の運用目標・運用方針に照らして必要な人材確保などの体制整備を行い、その体制を適切に機能させるとともに、知見の補充・充実のために必要な場合には、外部知見の活用や外部委託を検討すべきである。

- ・当社確定給付企業年金は、加入者および受給者等の最善の利益のため、原則１の運用目標の達成のために、専門的知見・経験を持つ者を構成員とする資産運用委員会を設置するとともに、年金資産運用に関する知識と経験を有する人材を計画的に確保・配置しています。
- ・また、知見の補充・充実のため、運用受託機関等の外部機関から報告・分析・助言等を受けています。
- ・なお、資産運用担当者は、外部セミナーへの参加等を積極的に行うことにより、年金資産運用に必要な知識の向上に努めています。

原則 3. アセットオーナーは、運用目標の実現のため、運用方針に基づき、自己又は第三者ではなく受益者等の利益の観点から運用方法の選択を適切に行うほか、投資先の分散をはじめとするリスク管理を適切に行うべきである。特に、運用を金融機関等に委託する場合は、利益相反を適切に管理しつつ最適な運用委託先を選定するとともに、定期的な見直しを行うべきである。

- ・当社確定給付企業年金は、運用目標の実現のため、政策的資産構成割合に基づき、運用スタイル・運用手法の分散を考慮したうえで、最も効率的に運用方針を実現できる運用受託機関の組合せを選択しています。
- ・また、資産の運用にあたっては、リスク管理の観点からリスク・リターン等が異なる複数の運用資産に分散投資しています。加えて、運用受託機関の運用実績については一定の期間毎に評価を行い、適切なリスク管理のもと必要に応じて見直しを行います。
- ・なお、従来から委託している金融機関であることや、グループ金融機関との取引関係があるということだけで運用委託先を判断していません。
- ・さらに、運用受託機関の選定に際しては、適切な利益相反管理を行っています。

原則 4. アセットオーナーは、ステークホルダーへの説明責任を果たすため、運用状況についての情報提供（「見える化」）を行い、ステークホルダーとの対話に役立てるべきである。

- ・当社確定給付企業年金は、加入員および受給者に対して周知すべく、年金資産の運用概況や財政状況、運用方針等について社内イントラネット上に公開しています。また、加入者および受給者の理解を深めるため、引き続き情報開示の充実を図ります。

原則 5. アセットオーナーは、受益者等のために運用目標の実現を図るに当たり、自ら又は運用委託先の行動を通じてスチュワードシップ活動を実施するなど、投資先企業の持続的成長に資するよう必要な工夫をすべきである。

- ・当社確定給付企業年金は、企業年金連合会の企業年金スチュワードシップ推進協議会へ加入し、協働モニタリング活動を通じて、投資先企業の企業価値の向上に寄与し、中長期的な投資リターンの拡大を図ることを求めています。